

舞鶴市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて

- 1 循環型社会形成に係る国等の動向
- 2 「目標達成に向けた具体的施策」の進捗状況
- 3 舞鶴市のごみ処理に関する課題
- 4 計画中間見直しに向けた審議会の内容・スケジュール

1 循環型社会形成に係る国等の動向【SDGs】

持続可能な開発目標(SDGs)

- 2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標。(その下に、169のターゲット、231の指標が決められている。)



普遍性 先進国を含め、全ての国が行動

包摂性 人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」

参画型 全てのステークホルダーが役割を

統合性 社会・経済・環境に統合的に取り組む

透明性 定期的にフォローアップ

前身:ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)

- ▶ 2001年に国連で専門家間の議論を経て策定。2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合したもの。
- ▶ 開発途上国向けの開発目標として、2015年を期限とする8つの目標を設定。
(①貧困・飢餓、②初等教育、③女性、④乳幼児、⑤妊産婦、⑥疾病、⑦環境、⑧連帯)
 - ✓ MDGsは一定の成果を達成。一方で、未達成の課題も残された。
 - 極度の貧困半減(目標①)やHIV・マラリア対策(同⑥)等を達成。
 - × 乳幼児や妊産婦の死亡率削減(同④、⑤)は未達成。サブサハラアフリカ等で達成に遅れ。

1 循環型社会形成に係る国等の動向【第六次環境基本計画】



第六次環境基本計画の狙い・ミッション： 「第一次計画から30年の節目を踏まえ 希望が持てる30年へ」と「勝負の2030年」

環境危機

気候変動、生物多様性の損失及び汚染の**3つの世界的危機**
地球の**環境収容力**（プラネタリー・バウンダリー）を超えつつある

文明の転換・社会変革の必要性 (Transformative Change)

だからこそ

経済・社会的課題にも熟知する必要

「物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式は問い直されるべきである。」
（1994年第一次環境基本計画）
✓ 化石燃料を始めとする地下資源へ過度に依存する現代文明の地球限界

本質的に相互に関連

経済・社会システムの「経路依存性」「イノベーションのジレンマ」の存在により、環境危機への対応にも影響している可能性

「日本が100余年をかけて築き上げた**規格大量生産型の工業社会が、人類文明の流れに沿わなくなった**という構造的な本質的な問題」（2000年版経済白書）
✓ 「量的拡大」「集約化」「均一化」することで効率的な経済活動を可能とする成功モデルを生み出す前提で設計された旧来のシステムからの転換の必要性。無形資産活用への遅れなど。

環境基本法第15条に基づく **すべての環境分野を統合する最上位の計画として**

目指すべき文明・経済社会の在り方を提示（環境・自然資本を基盤・軸とした環境・経済・社会の統合的向上の次なるステップ）

「環境政策を起点として、様々な経済・社会的課題をカップリングして同時に解決していく」

- 目的を「環境保全と、それを通じた**現在及び将来の国民一人一人の『ウェルビーイング／高い生活の質』**」と明記。国民一人一人に寄り添う姿勢を明確化。
- ビジョンとしての**循環共生型社会**（環境・生命文明社会）
 - ✓ 「環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる」「**地上資源基調**」文明
 - ✓ 環境負荷の総量削減、伝統的自然観にも基づき生態系の中の健全な一員へ、個々の取組から地球レベルまで**同心円的**の発想、プラネタリー・ヘルス
- 「**ウェルビーイング／高い生活の質**」を最上位に置いた「**新たな成長**」の実現（**市場価値＋非市場価値の向上**） → これまでと「**変え方を変える**」
 - ✓ 「**シン・自然資本**（自然資本と自然資本を維持・回復・充実させる資本・システム）」を中心に据え、**環境価値**を活用した**循環・高付加価値型**の新たな経済社会システムへ
 - ✓ 最良の科学に基づく**スピードとスケール**、政府、市場、国民（市民社会、地域コミュニティ）の**共進化**、「**新たな成長**」の実践・実装の場としての**地域循環共生圏**
- 6分野（経済、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）の重点戦略による施策の統合・シナジー
- 水俣病問題等の環境行政の原点というべき分野の取組を、なお一層進める。



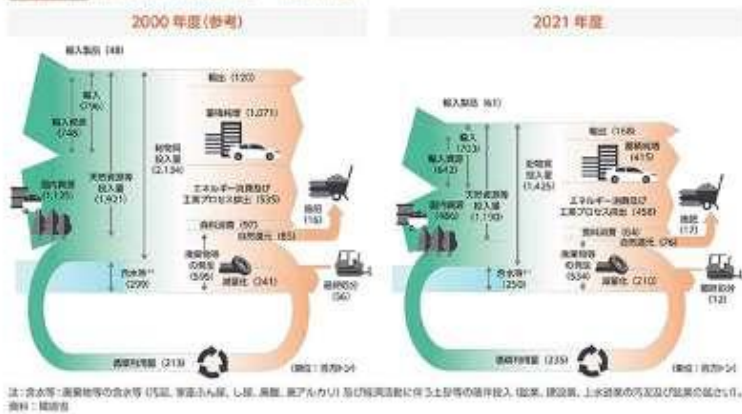
第五次循環型社会形成推進基本計画について①

循環型社会形成推進基本計画（循環計画）とは

➤ 循環型社会形成推進基本法（2000年制定）に基づき、**循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの**。概ね5年ごとに、環境基本計画を基本として策定。

経済・社会面に着目した施策の展開

図3-1-1 我が国における物質フロー（2021年度）



今回の計画（第五次計画）

- 循環経済への移行を前面に打ち出す
- 気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも貢献

将来世代の未来につなげる**国家戦略**として策定

第四次計画(2018)

環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的向上

第三次計画(2013)

- ①リサイクルに加え、リデュース・リユースにも着目した施策の強化
- ②東日本大震災への対応

第二次計画(2008)

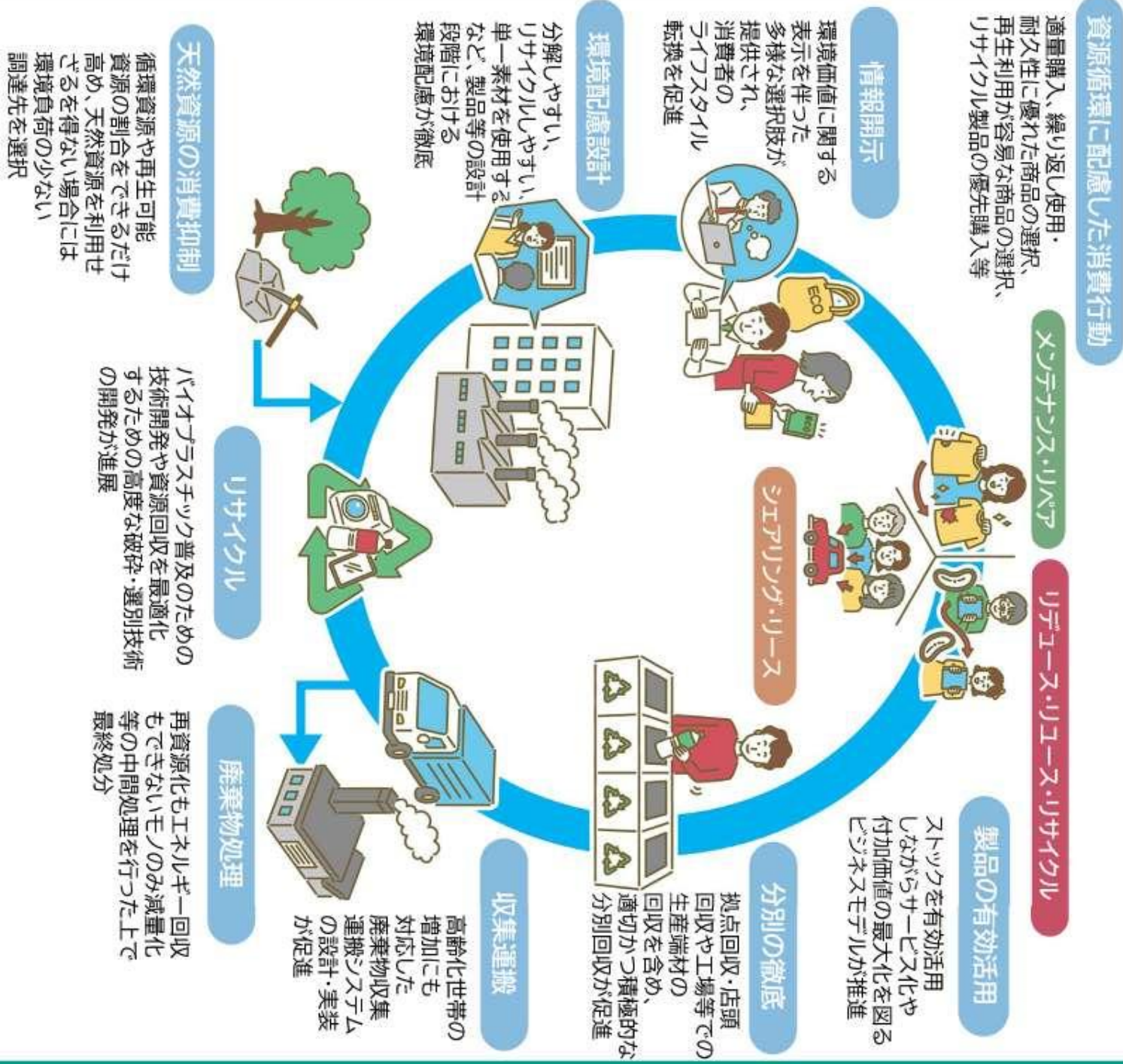
- ①低炭素社会、自然共生社会との統合的な取組
- ②地域循環圏の構築
- ③国際的な循環型社会の構築

第一次計画(2003)

循環利用率・資源生産性・最終処分量の数値目標を設定
物質フロー※の考え方の導入

環境面に着目した施策の展開

循環型社会の将来像



プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

(令和3年法律第60号)

令和3年6月11日公布

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造	販売・提供	排出・回収・リサイクル
【環境配慮設計指針】 ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 ➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たった設備への支援を行う。 ＜付け替えボトル＞	【使用の合理化】 ● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ＜ワンウェイプラスチックの例＞	【市区町村の分別収集・再商品化】 ● プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リフルートを活用した再商品化を可能にする。 ＜プラスチック資源の例＞ ● 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。 【製造・販売事業者等による自主回収】 ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 ＜店頭回収等促進＞ 【排出事業者の排出抑制・再資源化】 ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組みを判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

➡：リサイクル全体でのプラスチックのフロー

＜施行日：令和4年4月1日＞

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

1 循環型社会形成に係る国等の動向【プラスチック資源循環促進法】

1 循環型社会形成に係る国等の動向【食品ロス削減推進基本方針】

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 【第2次基本方針：令和7年3月25日閣議決定】

第1次基本方針において、食品ロスの削減の目標は、**家庭系食品ロスと事業系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させること**と設定。直近2022年度の食品ロス量は家庭系・事業系ともに236万トンであり、**家庭系についてはあと20万トンの削減が必要。事業系については2030年度目標を8年前倒しで達成したことから、新たな目標として60%減と設定**。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響が残っている可能性や、経済成長・インバウンドの拡大など様々な状況から、**更なる削減の取組が進むよう具体的な施策を追加**。

《食品ロスの削減の目標》

2000年度比で2030年度までに

- ①家庭系食品ロスは、50%減**早期達成** ←あと20万トン削減
事業系食品ロスは、60%減【新規】
- ②食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%【継続】
※2024年度は74.9%



食品ロスの削減の推進に関する基本的施策

※(3)表彰、(5)情報の収集及び提供(継続)

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等	(2) 食品関連事業者の取組に対する支援	(4) 実態調査及び調査・研究の推進
【新規】 - 食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保の三つの施策を「食の環(わ)」プロジェクトとして一元的に発信。 「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りの周知。 - 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」の推進及びmottECOの普及促進。 - 地方公共団体での食品ロス削減の取組状況の公表などを通じた、地域での取組の底上げ・横展開。 - 地域等において食品ロスの削減を担う人材となる食品ロス削減推進サポーターの育成。 - 未就学児を対象に食育等の取組を進めるため、保育所、幼稚園等において栄養士・管理栄養士や栄養教諭を配置。 - 国際的な組織との連携を通じた先駆的取組の共有により、国際展開を推進。  【食の環(わ)マーク】 サポーター育成用教材 【国際連携による情報共有】	【新規】 「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」において、納品期限の見直しや賞味期限の安全係数の見直し及び大括り表示への見直しについて周知・徹底し、商慣習の見直しを推進。 - 食べ残し持ち帰りに関する留意事項について「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき周知。 mottECO導入事例の知見・ノウハウの周知。 「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の改正内容の周知及び取組の促進。 - 企業における発生抑制等の具体的な取組内容が公表される仕組みの検討。  【拡充】 - ICT、AI等の新技術の活用といったDXの推進による食品ロス削減及び食品寄附の取組の促進。 【食品ロス削減・食品寄附促進アプリ等の活用】	【新規】 事業者の災害時用備蓄食料の廃棄量の実態把握と有効活用の検討。 - 家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策の整理、地域の関係主体向け手引きの取りまとめ。 【拡充】 - 食品ロス発生量及びその経済損失・環境負荷(温室効果ガス排出量)の推計の継続的な実施。 (6) 未利用食品等を提供するための活動(食品寄附)の支援等 【新規】 - 食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のための「食品寄附ガイドライン」の普及啓発。 - 一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等を特定するための仕組みを構築。 - 社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について、最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講ずることを目指す。 - 食品寄附を行う事業者の取組を促進するため、税制上の取扱いの周知や企業版ふるさと納税を活用した食品寄附の優良事例を発信。 フードバンク団体等を介した食品寄附を促進するための支援の強化。  【ガイドライン作成による食品寄附促進】

2 「目標達成に向けた具体的施策」の進捗状況

●第5章 目標達成に向けた具体的施策

第1節【基本方針1】3 R(ごみの減量、再使用、資源化)の推進

- ・食品ロスの削減
- ・プラスチックごみの減量・資源化・適正排出
- ・リユース(再使用)の取り組み
- ・紙ごみの減量・資源化
- ・その他の取り組み

第2節【基本方針2】住み続けられる持続可能な地域

- ・ライフスタイルの変化や高齢化への対応
- ・ごみの適正処理
- ・公平な受益者負担の実現

第3節【基本方針3】市民・事業者・行政が連携・協力して取り組む

- ・ごみのことを知る・学ぶ
- ・連携・協力と役割分担
 - ・コミュニティの維持・活性化

●進捗状況【R6年度末時点】

実施率 70.1%(全77項目中、実施54、未実施23)

※各施策毎の達成状況の詳細は別紙参照

2 目標達成に向けた具体的施策の進捗状況

主な未達成項目

基本方針		取 り 組 み	
基本方針1	3Rの推進	食品ロス	・事業者に対する経済性や取組メリットの情報発信
		プラスチック	・簡易包装、レジ袋削減の取組み推進のための協議の場の設置
		紙ごみ	・溶解処理やシュレッダーダストの資源化ルートに関する情報提供
		事業系ごみ	・ごみ量の実態把握 ・多量排出者の減量計画
基本方針2	住み続けられる 持続可能な地域	排出機会	・ペットボトル・プラスチック容器包装類のさらなる収集回数 の拡充等の検討 ・小売店への店頭回収の働きかけ
		地域負担	・立ち番の任意化の検討 ・集積所管理ルールの整備
	適正処理	環境美化	・海洋プラスチック流出防止対策の検討
基本方針3	連携・協力		・事業者に対してのごみ減量やリサイクルが経済性に繋がる事例紹介 ・販売者や生産者自らのごみの資源化への協力要請

※詳細は別紙参照

3 舞鶴市のごみ処理に関する課題

本市における課題と主な対応状況（計画p25に記載された課題を基に整理）

- 人口減少・高齢化社会への対応

- ▶高齢者等ごみ出し支援戸別収集を開始(R3年度)

- 地域活動の担い手不足

- 担い手減少、市民・事業者・行政の連携・協力を進める必要、コミュニティの維持活性化が必要

- 更なるごみの発生抑制、分別の推進に向けた取組を進める必要

- ▶ごみ処理手数料の見直し(R3年度)

- 食品ロス削減

- 先進事例等を調査研究し、生ごみの発生・排出抑制の推進が必要

- ▶可燃ごみ組成調査の実施、食品ロス削減モニター調査への協力

- プラスチックごみの削減・再資源化

- プラスチック類の分別収集に加え、リデュース(発生抑制、減量)について検討が必要

- ▶ごみ処理手数料見直し(R3年度)、ペットボトルの水平リサイクル開始(R5年度)

- 市民一人あたり排出量の削減、資源化率の向上

- ▶ごみ排出量は3Rの推進により減少傾向(府内平均と比較すると多い状況)

- ▶資源化率は3Rの推進や飛灰リサイクル等により向上

- 直接搬入車両台数の増加による施設周辺の渋滞、生活環境悪化、越境ごみや産廃の不適正搬入

- ▶ごみ処理手数料の見直し、搬入手数料の徴収(R3年度)

- 利便性向上と排出困難者に対応した収集体制の見直し

- ▶ペットボトル及びプラ容器包装類の月2回収集、高齢者等ごみ出し支援戸別収集の実施(R3年度)

- 安定したごみ処理に向けた施設整備

- ▶各施設の長寿命化工事等の推進、飛灰リサイクルの実施

4 計画中間見直しに向けた審議会の内容・スケジュール【予定】

審議会		審 議 内 容
第3回【5/30】	基本方針1	【テーマ】家庭における3 Rの取組 【論 点】▼食品ロスの削減 ▼紙ごみの削減・資源化 ▼プラスチックごみの減量・資源化・適正排出とリユースの取組等
第4回【8月】		
第5回【10月】		【テーマ】事業所における3Rの取組 【論 点】▼食品ロスの削減 ▼紙ごみの削減・資源化 ▼プラスチックごみの減量・資源化・適正排出とリユースの取組等
第6回【12月】	基本方針2 基本方針3	【テーマ】持続可能な地域づくりと各主体間の連携 【論 点】▼ごみ収集時の立ち番の必要性 ▼ごみ排出に係る利便性の向上 ▼環境啓発、学習機会の提供等
第7回【R8.2月】	■答申(案)最終確認	
4月	■答申	
5月	■計画案作成	
6月～8月	パブリックコメント手続(事前準備、実施、取りまとめなど)	
9月	計画策定	

※上記は予定であり、審議の進捗等により変更となる場合があります。